

介護者手当支給事業

対象者：重度心身障害者の介護者

福祉部障がい福祉課

1 介護者手当支給事業概要

(1) 目的

在宅の重度心身障害者の介護者に対し、介護者手当を支給することにより、その労をねぎらうとともに、在宅福祉の向上に寄与することを目的とする。

(2) 内容

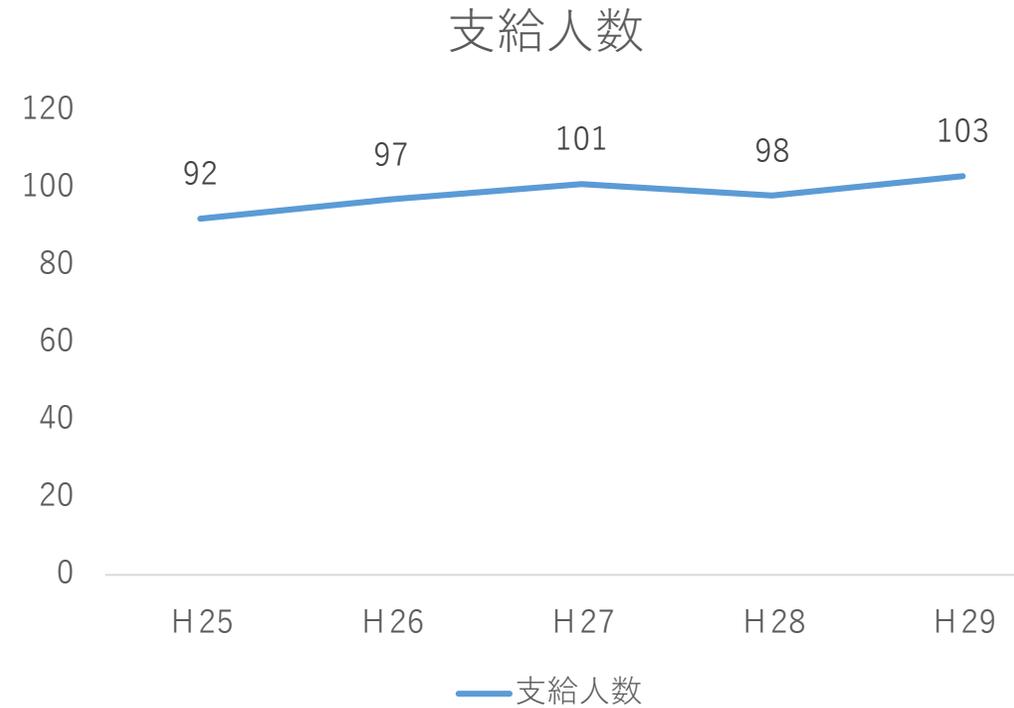
身体障害者手帳1級または療育手帳○A、Aを所持し、且つ、食事、排せつ等の支援項目で、全介助が3項目以上の者を在宅で介護する介護者（北本市に住所を有する）に月額2,000円を支給する。

2 実績の推移

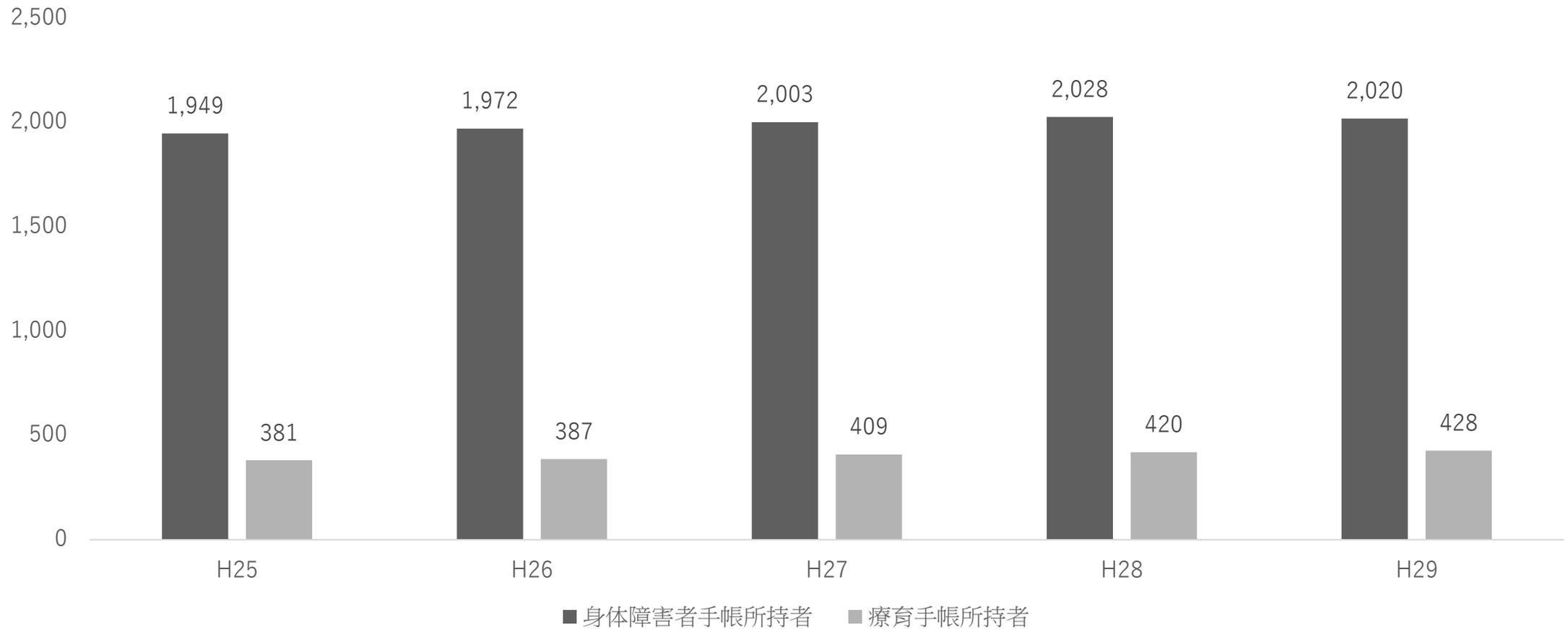
支出金額



支給人数



3 手帳所持者数の推移



4 近隣市町村の状況

自治体	制度の有無	月額	平成29年度決算状況	事業見直しの予定
鴻巣市	有	5,000円	108人 6,300,000円	検討中
桶川市	無			
上尾市	無			
伊奈町	無			
蓮田市	無			
日高市	無			
志木市	無			

5 現状

- ◆ 障害者の介護者手当を支給している自治体は少数である。
(鴻巣市のみ)
- ◆ 支給人数は微増であり、手帳所持者数の推移から今後もこの傾向は続くと予想される。
- ◆ 手帳更新時に支援状況の確認を行い適正な支給に努めている。
- ◆ 障害者本人への手当は複数あるが、介護者への手当は本事業のみである。